

38 安全保障理事会決議一五四六(イラク占領

終了)(抄)

採 択 二〇〇四年六月八日(安保理第四九八七回会合)

安全保障理事会は、イラクの民主的に選出された政府への移行における新たな局面の始まりを歓迎し、二〇〇四年六月三〇日まで、占領が終了し、完全な主権を有し独立したイラク暫定政府が完全な責任および権限を引き受けることを期待し、(中略)

安全および繁栄を達成するためのイラク国民のための国際的支援、とくに地域諸国、イラクの近隣諸国および地域的諸組織による支援の重要性を認識するとともに、この決議を成功裡に実施することが地域の安定に貢献することに留意し、(中略) 政治的権利および人権が十分に尊重される、連邦制の、民主的かつ多元的な統一イラクに向けて活動することへのイラク暫定政

府の誓約を歓迎し、(中略)

法の支配、国民的和解、女性の権利を含む人権の尊重、基本的自由および自由で公正な選挙を含む民主主義の重要性を確認し、(中略)

多国籍軍による努力と進展に関して二〇〇四年四月一六日に合衆国から安全保障理事会に提出された報告を想起し、

この決議に附属する二〇〇四年六月五日付イラク暫定政府首相発同理事会議長宛書簡により伝えられた、多国籍軍の駐留を維持したいとの要請を認識し、

また、多国籍軍の駐留に対する、主権を有するイラク政府の同意の重要性、および、多国籍軍と同政府との間の緊密な調整の重要性を認識し、

この決議に附属する二〇〇四年六月五日付合衆国國務長官発同理事会議長宛書簡に示されているように、政治的移行、とくに来るべき選挙の支援におけるイラクの安全および安定の維持への貢献、ならびに、イラクにおける国際連合の活動(Initiative)に安全を提供する努力を続けるといふ多国籍軍の意思を歓迎し、

国際人道法に基づく義務を含む国際法に従って活動し、また関係国際組織と協力するという、イラクの安全および安定の維持を促進しているすべての軍隊の誓約に留意し、

イラク経済の復興および開発における国際的援助の重要性を確認し、

イラクの石油収入およびイラク開発基金が享有する免除および特権によるイラクの利益を認識するとともに、連合暫定施政当局の解散を受け、イラク暫定政府およびその後継政府により同基金の継続的な支出が提供されることの重要性に留意し、

イラクの状況は、引き続き国際の平和と安全に対する脅威を構成すると認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

一 二〇〇四年六月三〇日までにイラクを統治する完全な責任および権限を有する、二〇〇四年六月一日に発表された主権を有するイラク暫定政府の設立を承認する。同暫定政府は、後記第四項に想定されているとおり、選出されたイラク移行政府が活動を開始するまでの限られた暫定期間を超えてイラクの将来に影響を与えるいかなる活動も控える。



二 また、二〇〇四年六月三〇日までに占領が終了し連合暫定施政当局が存在しなくなると、およびイラクが完全な主権を回復することを歓迎する。

三 自由自らの政治的将来を決定し、自らの財政的資源および天然資源に対する完全な権限および管理権を行使するイラク国民の権利を再確認する。

四 次の点を含む、民主的な政府に向けたイラクの政治的移行のために提案された日程を承認する。

- (a) 二〇〇四年六月三日までに、統治の責任および権限を有する、主権を有するイラク暫定政府を設立すること。
- (b) イラク社会の多様性を反映した国民会議を開催すること。
- (c) 可能であれば二〇〇四年二月三十一日まで、また遅くとも二〇〇五年一月二日までに、移行国民議会の直接民主選挙を実施すること。移行国民議会は、とりわけイラク移行政府の設立および二〇〇五年二月三十一日までに憲法に基づき選出される政府につながるイラクの恒久的憲法の起草の責任を有する。

五、六 (略)

七 事務総長特別代表および国際連合イラク支援団(UNAMI)は、イラクの国民および政府を援助するという任務の実施に際し、状況が許せば、イラク政府の要請に基づき、

- (a) 次のことについて主導的な役割を果たすことを決定する。
 - (i) 諮問評議会を選出するための二〇〇四年七月中の国民会議の開催の過程
 - (ii) 選挙実施の過程に関するイラク独立選挙委員会、イラク暫定政府および移行国民議会に対する助言および支援
- (b) イラク国民による国民憲法の起草に関する国民対話および総意構築の促進

- (i) 実効的な市民および社会サービスの発展におけるイラク政府に対する助言
- (ii) 復興、開発および人道援助の調整および提供に対する貢献

- (iii) 人権の保護、国民和解ならびにイラクにおける法の支配を強化するための司法および法制の改革の促進
- (iv) 包括的な人口調査の最終的な実施に向けた初期計画に関

するイラク政府に対する助言および援助

八 イラク暫定政府およびその後継政府の権限に基づき活動するイラク軍を含むイラク治安部隊(以下「イラク治安部隊」という)を発展させるため新イラク暫定政府により現在行われている努力を歓迎する。イラク治安部隊は、漸進的に進むべき大きな役割を果たし、最終的にはイラクの安全および安定の維持のための完全な責任を負う。

九 イラクにおける多国籍軍の駐留が新たなイラク暫定政府の要請に基づきことに留意し、したがって、この決議に附属する書簡を考慮して、決議一五一一号(二〇〇三)に基づいて設立された統合司令部の多国籍軍に対する権限の付与を再確認する。

一〇 とりわけ、国際連合が前記第七項に概略が示されたイラク国民を援助する役割を果たすことができるよう、またイラク国民が政治過程のための日程表および計画を自由にかつ脅迫なしに実施することができ、復興および復旧の活動から利益を得ることができるよう、多国籍軍は、とりわけ、その継続的な駐留に対するイラクの要請を表明し、テロリズムの防止および抑止によるものを含め、その任務を提示している本決議附属書簡に従い、イラクでの安全および安定の維持に貢献するために、あらゆる必要な措置をとる権限を有することを決定する。

一一 この観点から、とくに主権を有するイラク政府と多国籍軍との間の安全保障協力関係(Barterstung)を確立し、両者間の調整を確保するための取決みが提示されたようにしていることを示す本決議附属書簡を歓迎するとともに、また、この観点から、イラク治安部隊は適切なイラクの閣僚に対して責任を負うこと、イラク政府はイラク治安部隊と共に作戦に従事する多国籍軍に委ねる権限を有すること、ならびに同書簡に示された安全保障機構は、イラク政府と多国籍軍が機微な攻撃作戦についての政策を含む基本的な安全および政策問題の全範疇について合意に達するための場となり、緊密な調整および協議を通じてイラク治安部隊と多国籍軍との間の十分な協力関係を確保することに留意する。

一二 さらに、多国籍軍の権限は、イラク政府の要請によるか、または、この決議の採択の日から二箇月の時点で見直されること、および、この権限は前記第四項に提示された政治過程の完了をもって失効することを決定するとともに、イラク政府の

要請がある場合にはこの権限がさらに早い時期に終了することを宣言する。

一三 附属書の合衆国國務長官発書簡に示された、イラクにおける国際連合の活動のために安全を提供するという特別の任務を有する、多国籍軍の統合司令部の下にある独立の部隊を創設するとの意図に留意し、イラクで活動する国際連合およびその関連機関の要員の安全の提供のための措置の実施には相当の資源を必要とすることを認識して、加盟国および関係組織に対して同部隊への貢献を含むようした資源を提供するよう求める。

一四 また、多国籍軍は、募集、訓練、装備化、指導および監視の計画を通じて、イラク治安部隊および機関の能力の構築を援助することを認識する。

一五 加盟国ならびに国際的および地域的諸組織に対して、イラク政府との合意のとおりに多国籍軍に対して軍隊を含む援助を提供すること、安全、安定および人道復興援助に対するイラク国民の必要を満たすよう援助すること、およびUNAMIの努力を支援することを要請する。

一六 テロリズムとの闘いを含む法、秩序および安全の維持のために、イラク内務省(施設防護隊の場合は他の省庁)の管理下にある、実効的なイラク警察、国境管理および施設防護隊の発展の重要性を強調するとともに、加盟国および国際組織に対して、これらイラクの諸機関の能力の構築のためイラク政府を援助するよう要請する。

一七 イラクですべてのテロリズム行為を非難し、(中略)イラク内外へのテロリストの移動およびテロリストのための武器の移転ならびにテロリストを支援する資金供与を防止すべきとの加盟国に対する要請を繰り返すとともに、この観点から、地域の国々、とくにイラクの近隣諸国の協力を強化することの重要性を繰り返し強調する。

一八 (三三) (略)

附属書 (略)

